

# 国勢調査の地域区分と地域データについて

平成 24 年 9 月

統計センター製表部

羽 渕 達 志

## 1 はじめに

統計(地域)データについて地理情報システム(GIS: Geographical Information Systems)を利用して地域分析を行う手法が評価されている。平成 23 年 3 月 11 日に起こった東日本大震災の被害状況(水没地域)を地図にプロットして把握していく。また、ここに住んでいた人口・世帯数をプロットする。何枚もデータを地図に重ね合わせて見ていく。この手法による統計地図は、鳥瞰的に見ることができ、また、地形との関係も把握でき、概略的にイメージがつかめるという利点がある。評価されている。地図の上に乗せるデータが統計データであり、例えば、どのような属性の人がいるか、その地域に居たかなどがわかる。そういった情報が瞬時に出力されることにより被害状況を把握する上で役に立つ。復興や復旧の計画の策定のツールとして役立つ。

国勢調査の結果は、すべての人、すべての世帯を対象とした調査結果であり、地図の上に載せる統計データとしては、最適のものである。

平成 22 年(2010 年)国勢調査の主な結果は、既に公表されており、特に小地域集計である町丁・字等別結果は人口・世帯・住居に関する基本的な事項の結果として順次公表されていたが平成 24 年 1 月に全国がそろっている。小地域別の産業別、職業別、従業地・通学地、移動人口なども順次公表されている。

なお、国勢調査の小地域(町丁・字等)の結果は、小さい数値となりやすく個人が特定される恐れがあるため、地域によっては、秘匿措置という複数の小地域を足し上げるような措置がとられている。従来はどの地域を足し上げているのかわからないような工夫がされていたが、結果データが使いにくいということから、平成 22 年国勢調査の結果はどの地域とどの地域が足し上げられているのかわかる工夫がされている。本稿では国勢調査における主な地域区分、平成 22 年国勢調査において設定された町丁・字等と地理情報システムを用いた分析例を紹介したい。

## 2 空間解像度から見た国勢調査の地域区分

地理情報システム(GIS)の発展は、地図の見方を変え、空間認識を大きく変えている。GISにおける空間解像度(物理的な解像度ではない)の観点から、市町村人口よりもきめの細かい小地域データ(町丁・字等別人口)を利用した2つの分布図を見よう。(統計局利用のGISソフトの一つ「ArcGIS」(米国ESRIにより作成)。

図1、図2はいずれも、愛知県に関する人口分布図である。図1は、市区町村の人口を250で割って得られた数をドット(点)で表現することとして、市区町村ごとに域内でランダムに打点したものである。図2は、同様のことを、町丁・字等

別の人口を用いて行った。2つとも同じ人口データを扱っているが、空間解像度が違うということである。

2つの図を比較すると、県西部の名古屋市など人口の多い地域ではあまり差は見られないが、県中央部の豊田市、岡崎市では、域内の人口が名古屋市寄りに偏っている姿が、図2では顕著に表れている。なお、豊田市、岡崎市の地形は、西は市街地、東は山間地である。

国勢調査は、日本の人口を全数で調査していることにより、地域の実態に迫る小地域データ（町丁・字等別など）を利用することが可能である。これは、標本調査では実現できない特徴である。次章では、国勢調査が提供する地域データに関するさまざまな地域区分について紹介する。

図1 愛知県市町村別人口分布図（平成22年国勢調査）

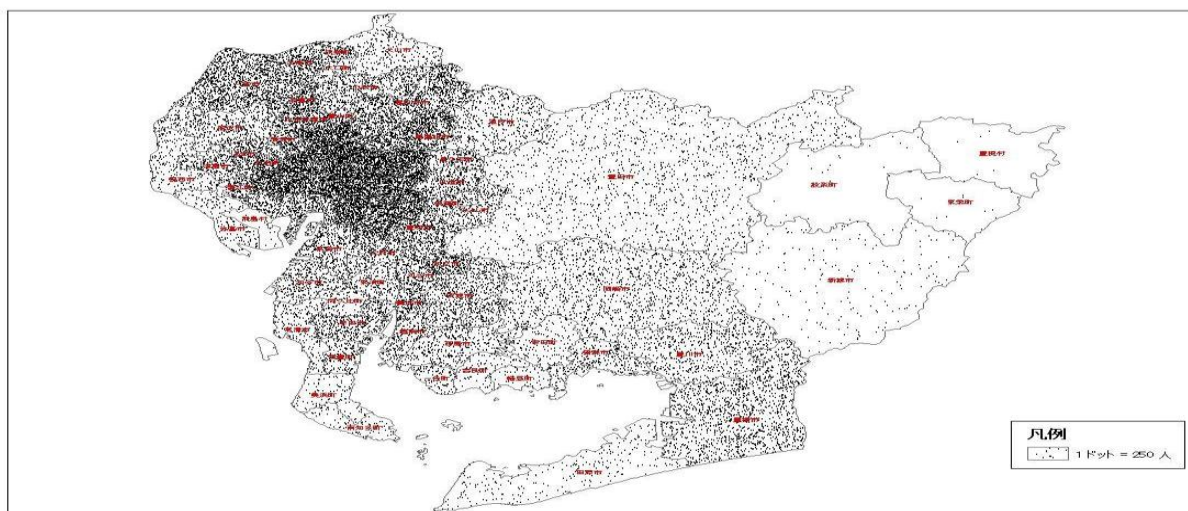
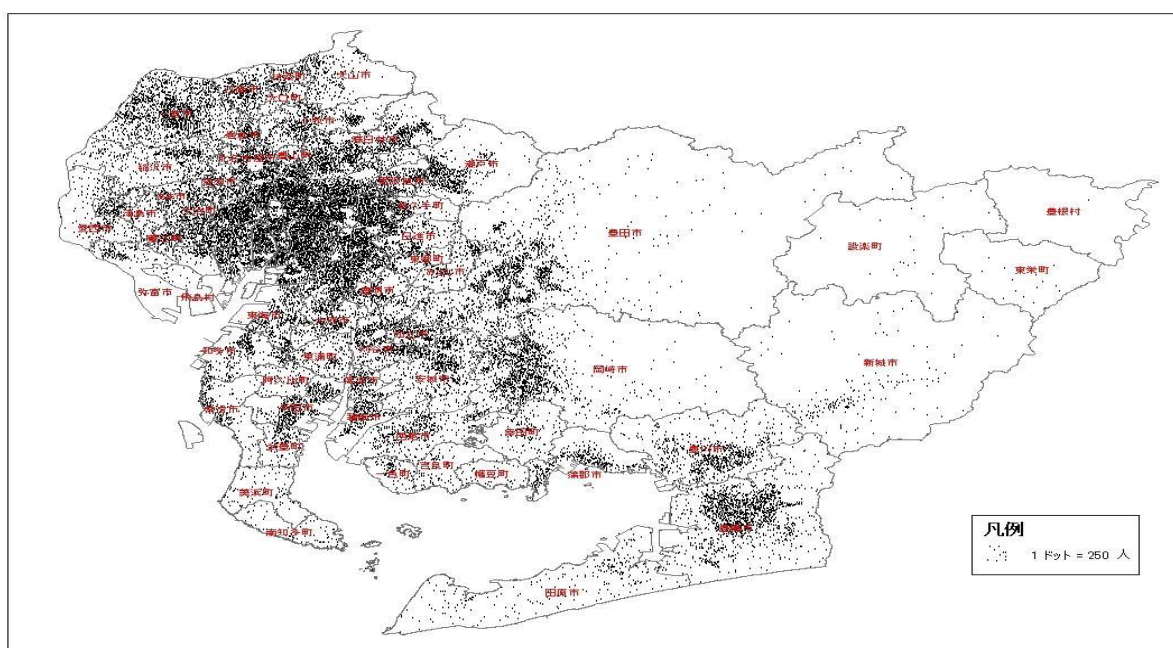


図2 愛知県町丁・字等市町村人口分布図（平成22年国勢調査）



### 3 国勢調査の地域区分等

国勢調査における結果表章等の主な地域区分を大まかにまとめると表 1 のようなものがある。

表 1 主な地域区分一覧

地域区分	区分数 (平成22年)	地域区分との関係
基本単位区	約189万	最小単位(約20～30世帯で構成)、場合によって調査区より大きい基本単位区もある。
調査区	約101万	基本単位区を組み合わせた調査の単位として調査区を設定。おおむね50世帯。
町丁・字等	約22万	基本単位区(調査区)を組み合わせて町丁・字等を設定。
人口集中地区	1319	基本単位区(調査区)を組み合わせて人口集中地区を設定。
市町村	1728	行政単位。
大都市圏・都市圏	大都市圏10 都市圏4	市町村を単位として設定。
キロ圏・距離帯	東京、 大阪及び 名古屋	平成12年国勢調査までは市町村を単位として設定。 平成17年国勢調査は基本単位区を単位として設定。 平成22年国勢調査から町丁・字等を単位として設定。
地域メッシュ	基準地域メッシュは約38万	基本単位区(調査区)をベースにして同定(メッシュに対応づけ)。

以下、表 1 に示したこれらの地域区分についてそれぞれ紹介する。

#### (1) 基本単位区

基本単位区は平成2年(1990年)国勢調査から導入されている考え方である。「住居表示に関する法律」に基づき住居表示されている地域については、一般的な住居表示でみると〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇番にあたる地域である。街区ともいわれる地域である。この地域は大体 20 から 30 世帯で構成されている。その他の住居表示されていない地域については、イメージとして、山村地域などで 20 から 30 世帯の地域として明瞭な地形地物で区切られている地域としている。これは、基本単位区が恒久的な地域として、この基本単位区を組み合わせることによって様々な地域分析が可能となるよう設けられた地域であり、9 桁のコード番号によって管理されている。また、基本単位区は行政目的のため整備されているが範囲が狭いこともあり、その境界データは一般に公開されていないものの位置情報として基本単位区の図形中心点(幾何学的な中心点)を入手することが可能となっている。

一般的に複数の基本単位区を組み合わせて調査区を設定することになるが、高

層マンションなどでは、調査区より基本単位区のほうが大きくなることもある。基本単位区は、平成 22 年国勢調査では全国で 1,885,188 区設けられている。

表 2 は市部、郡部別基本単位区数及び 1 基本単位区当たりの世帯数の推移を示している。

表 2 基本単位区数（平成 2 年～平成 22 年）

元号	西暦(年)	基本単位区数			平均世帯数
		全国	市部	郡部	
平成2年	1990	1,606,236	1,292,484	313,752	25.6
平成7年	1995	1,742,557	1,411,122	331,435	25.3
平成12年	2000	1,789,894	1,450,627	339,267	26.3
平成17年	2005	1,845,016	1,609,172	235,844	26.9
平成22年	2010	1,885,188	1,709,515	175,673	27.6

全国が 189 万にも及ぶような地域区分として統計データを持っているような例は、あまりみられない。量的に膨大という点から流行の言葉で表すと「ビッグデータ」といえるのではないか。こういった地域区分の分析を行えば、数値だけでは見えないものがみえるようになるかもしれない。

## (2) 国勢調査調査区

現在のような調査区は昭和 25 年(1950 年)国勢調査から導入されている。調査区を大別すると特別調査区、水面調査区、一般調査区の三種類からなり、一般調査区は世帯数がおおむね 50 世帯になるように区分された地域である。

なお、この調査区は、調査員の受け持ち区域として、境域を明確にすることにより調査の重複や脱漏を防ぐため、さらに、各種調査(標本調査)の枠(サンプルフレーム)としての役割をもっている。

平成 22 年国勢調査では 1,010,340 区設定されており、区分別にみると特別調査区は 53,854 区(全調査区に対する割合 5.3%)、水面調査区は 307 区(同 0.0%)、一般調査区は 956,179 区(同 94.6%)となっている。

調査区の歴史をみると、62 年前の昭和 25 年国勢調査において、調査区設定事務が市町村長の事務として「昭和 25 年国勢調査 調査区設定及び同市区町村調査区地図作成要領」により、数種の地域区分に初めて分類されるとともに一定の方式により全国的に統一された調査区地図が初めて作成された。

昭和 25 年より前は調査区は府県知事、市町村長の任意とされていた。昭和 25 年の調査区設定状況をみると設定調査区数は 369,994、一般調査区数(当時は普通調査区と呼んでいた。)は 344,125(全調査区に対する割合 93.0%)、特別調査区数は 24,470(同 6.6%)、水面調査区数は 1,399(同 0.4%)となっている。

昭和 25 年当時は、精度の高い地図もなく、当然住宅地図といった地図も整備

されておらず、ほとんどが手書きであった。市町村における調査区地図の作成がいに難しいものであったかが窺える。また、国勢調査の調査区地図は、昭和 25 年、30 年、35 年と同じ調査区地図をメンテナンスして使用していたようである。

なお、一般的に平成 2 年から導入されている基本単位区を組み合わせる調査区を設定している。

表 3 は、全国、市部・郡部別調査区数、平均世帯数の推移を表している。

表 3 調査区数(昭和 25 年～平成 22 年)

元号	西暦(年)	調査区数			世帯数	平均世帯数
		全国	市部	郡部		
昭和25年	1950	369,994	139,934	230,060	16,580,129	44.81
昭和30年	1955	392,901	218,463	174,438	17,958,410	45.71
昭和35年	1960	446,512	282,150	164,362	20,640,027	46.23
昭和40年	1965	497,159	335,079	162,080	24,081,803	48.44
昭和45年	1970	579,709	418,922	160,787	27,869,674	48.08
昭和50年	1975	672,124	513,413	158,711	32,140,763	47.82
昭和55年	1980	740,359	570,271	170,088	35,976,517	48.59
昭和60年	1985	778,153	604,596	173,557	38,133,297	49.00
平成2年	1990	824,103	645,917	178,186	41,035,777	49.79
平成7年	1995	881,851	698,860	182,991	44,107,856	50.02
平成12年	2000	939,537	749,917	189,620	47,062,743	50.09
平成17年	2005	982,085	853,197	128,888	49,566,305	50.47
平成22年	2010	1,010,340	917,073	93,267	51,950,504	51.42

### (3) 町丁・字等

昭和 55 年国勢調査から導入されている考え方であるが、当時は町丁・字等別集計を希望する地方自治体に対してのみ集計していた。このころは、基本単位区の見方もなく、調査区を分割して調査区番号に枝番号 51、52 などの番号を付して分割区とし、この分割区や調査区を組み合わせる町丁・字等を作成していた。平成 2 年以降は枝番号として 01、02 を使用している。

平成 2 年国勢調査から基本単位区が導入されたが、基本単位区を自由に組み合わせる町丁・字等を作ればより小地域分析に活用されるということからかなりの地方自治体にとって利用しやすいものであった。特に地方自治体においては町丁・字等の等の部分で学区や小行政区といった地域を設けたところもかなりあった。

この町丁・字等は基本単位区コード 9 桁のうち、頭 6 桁によって表現されている地域である。なお、この 9 桁の構成をみると、頭 3 桁が町・字番号、次の 1 桁が町・字の分割番号、次の 2 桁が丁目・小字番号、次の 2 桁が基本単位区の番号、次の 1 桁が基本単位区の分割番号となっている。

その後、小地域としては、基本単位区では地域が少し細かすぎるということから、町丁・字等が小地域の地域区分の主流となる。

町丁・字等別結果が小地域統計の集計体系の表章地域として平成 7 年から整備

されたことも大きい。平成7年以降は、国勢調査の小地域といえば町丁・字等である。

また、平成17年国勢調査では215,236地域設定され、平成22年国勢調査では217,400地域設定されている。

表4は全国・市部、郡部別町丁・字等の数、平均世帯数、平均人口の推移である。

表4 町丁・字等の数（平成7年～平成22年）

元号	西暦(年)	町丁・字等数			平均世帯数	平均人口		
		全国	市部	郡部		全国	市部	郡部
平成7年	1995	202,520	131,171	71,349	217.8	620.0	747.2	386.3
平成12年	2000	211,314	137,583	73,731	222.7	600.7	725.9	367.0
平成17年	2005	215,236	166,216	49,020	230.3	593.6	663.4	357.1
平成22年	2010	217,400	180,900	36,500	239.0	589.0	642.1	326.0

#### (4)人口集中地区

昭和35年国勢調査(1960年)から設けられた地域で、人口が都市部に集中をはじめ、当時、市町村合併が盛んに行われたため、従来の市部、郡部表章では、市部に農漁村的地域が含まれるようになり、統計的に「都市的地域」か「農漁村的地域」かの特徴を捉えにくくなったことから市町村の境域内に人口・世帯密度の高い調査区(人口密度4000人/km<sup>2</sup>)をベースに組み合わせ、集団として5000人を超える地域を一つの都市的地域として結果表章したもの。また、集団で3000人以上5000人未満の地域を準人口集中地区としている。なお、報告書では人口密度が4000人/km<sup>2</sup>を下回るところもあるが、これは人口集中地区が都市的施設等を含んでいるからである。

表5 人口集中地区数(昭和35年～平成22年)

元号	西暦(年)	市町村数	人口集中地区が設定された市町村数	人口集中地区数	人口集中地区人口	全国人口に占める人口集中地区人口の割合
昭和35年	1960	3,574	763	891	40,829,991	43.7
昭和40年	1965	3,435	819	1,002	47,261,455	48.1
昭和45年	1970	3,331	911	1,156	55,996,885	53.5
昭和50年	1975	3,257	931	1,257	63,822,648	57.0
昭和55年	1980	3,256	973	1,320	69,934,854	59.7
昭和60年	1985	3,254	986	1,368	73,344,121	60.6
平成2年	1990	3,246	1,002	1,373	78,152,452	63.2
平成7年	1995	3,233	1,003	1,389	81,254,670	64.7
平成12年	2000	3,230	976	1,359	82,809,682	65.2
平成17年	2005	2,217	892	1,334	84,331,415	66.0
平成22年	2010	1,728	829	1,319	86,121,462	67.3

なお、都市的施設等については、日本地理学会の土地利用研究委員会案の都市的土地利用と農村的土地利用に区分された概念(地理学評論31巻12号,1958年)を用いている。

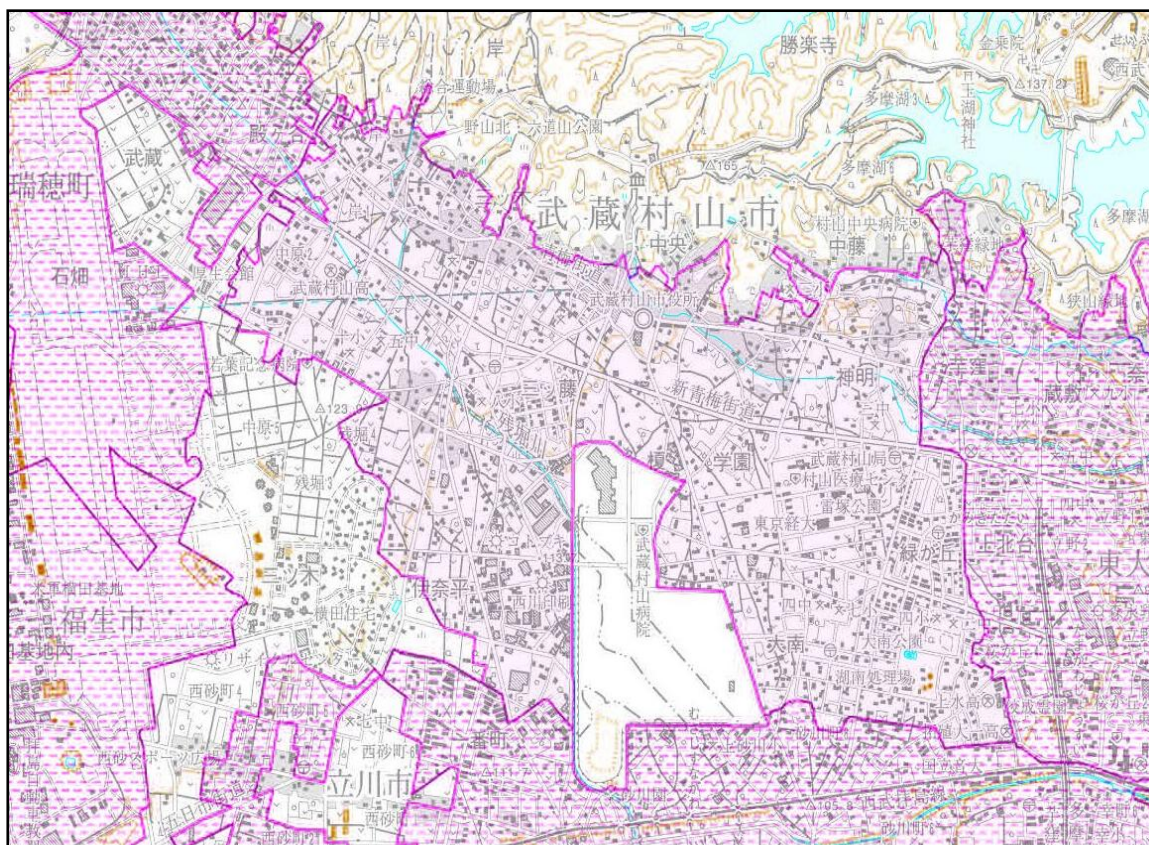
昭和 35 年国勢調査当時は調査区地図から方眼法を用いて面積を測定、人口密度を想定し地域を画定していたが、平成 7 年国勢調査から地理情報システムを利用して人口集中地区を画定している。

この地域結果は、市街地概念として住戸の連なり具合などから、都市計画、交通計画などで基礎データとして利用されている。具体的な例として、租税特別措置法施行令において資産が存在する区域として人口集中地区内で在るか否かが参照されている。（租税特別措置法施行令第 25 条第 11 項、第 25 条の 4 第 6 項、第 39 条の 7 第 5 項）

表 5 は人口集中地区数の推移を表している。

図 3 は人口集中地区の例であり、武蔵村山市の人口集中地区である。国勢調査報告書「平成 22 年国勢調査 我が国の人口集中地区」より引用している。

図 3 人口集中地区境界図の例（武蔵村山市－平成 22 年）



※図の破線ハッチング部分は武蔵村山市の隣接市の人口集中地区である。

## (5) 行政単位(市、町、村、都道府県)

行政を行う上での規模を考慮し、行政事務の効率化・均等化などに配慮した規模を想定している。市町村については次のように変化してきている。

### ① 昭和の大合併

昭和 20 年の終戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設

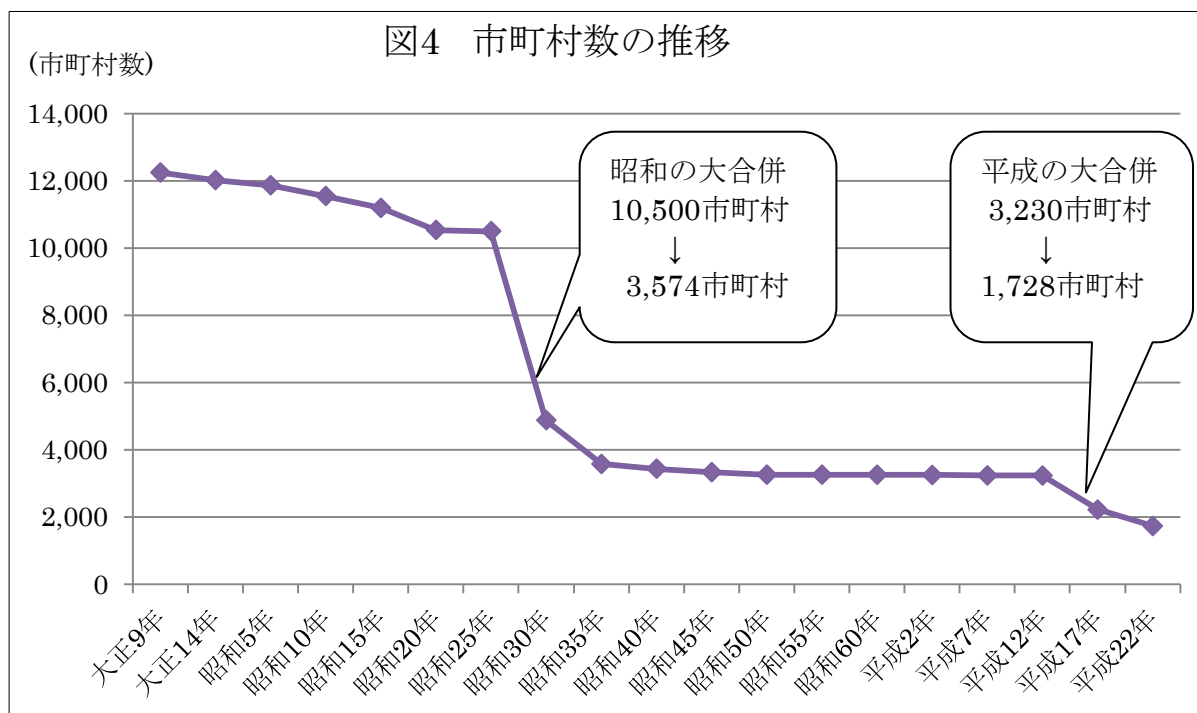
の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされた。昭和28年の町村合併促進法（第3条「町村はおおむね、8,000人以上の住民を有するのを標準」）及びこれに続く昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少することを目途」とする町村合併促進基本計画（昭28年10月30日閣議決定）の達成を図ったものである。また、約8,000人という数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口である。昭和25年から昭和35年までに、市町村数は10,500から3,574と、ほぼ3分の1になった。

## ② 平成の大合併

地方分権の推進等のなかで、『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併が推進され、平成12年から平成22年には、ほぼ2分の1の市町村になった。表6及び図4は国勢調査実施年における市町村数の推移を表している。

表6 国勢調査時における市町村数

元号	西暦(年)	市町村数
大正9年	1920	12,244
大正14年	1925	12,018
昭和5年	1930	11,864
昭和10年	1935	11,545
昭和15年	1940	11,190
昭和20年	1945	10,536
昭和25年	1950	10,500
昭和30年	1955	4,877
昭和35年	1960	3,574
昭和40年	1965	3,435
昭和45年	1970	3,331
昭和50年	1975	3,257
昭和55年	1980	3,256
昭和60年	1985	3,254
平成2年	1990	3,246
平成7年	1995	3,233
平成12年	2000	3,230
平成17年	2005	2,217
平成22年	2010	1,728



また、行政単位の中には、市部、郡部別統計もあるが、人口集中地区のところでも述べたが、市町村数の変化とともにその人口割合なども大きく変化し、市部



の地域特性であった都市的地域と郡部の地域特性であった農漁村的地域を表すことがより困難になっている。平成 22 年国勢調査では、郡部の人口割合は 10% を下回っている。図 5、表 7 は市部・郡部別の人口の推移を表している。

図 5 市部・郡部別人口割合の推移-国勢調査

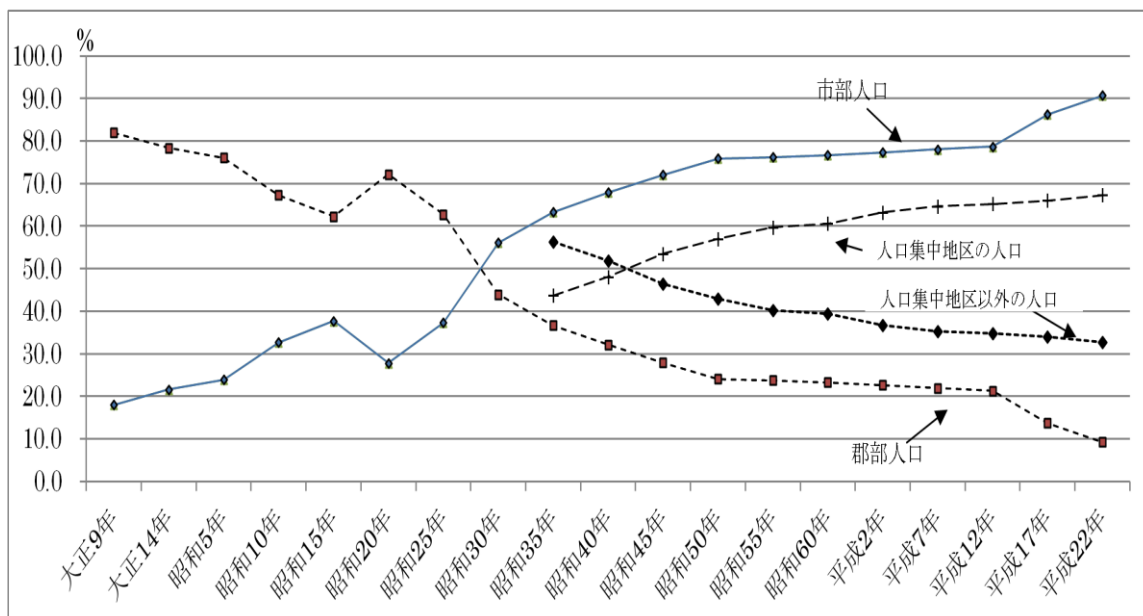


表 7 市部・郡部別人口の推移-国勢調査

元号	西暦	人口総数	市部人口	郡部人口	市部人口の割合	郡部人口の割合
大正9年	1920	55,963,053	10,096,758	45,866,295	18.0	82.0
大正14年	1925	59,736,822	12,896,850	46,839,972	21.6	78.4
昭和5年	1930	64,450,005	15,444,300	49,005,705	24.0	76.0
昭和10年	1935	69,254,148	22,666,307	46,587,841	32.7	67.3
昭和15年	1940	73,114,308	27,577,539	45,536,769	37.7	62.3
昭和20年	1945	71,998,104	20,022,333	51,975,771	27.8	72.2
昭和25年	1950	84,114,574	31,365,523	52,749,051	37.3	62.7
昭和30年	1955	90,076,594	50,532,410	39,544,184	56.1	43.9
昭和35年	1960	94,301,623	59,677,885	34,622,465	63.3	36.7
昭和40年	1965	99,209,137	67,356,158	31,852,979	67.9	32.1
昭和45年	1970	104,665,171	75,428,660	29,236,511	72.1	27.9
昭和50年	1975	111,939,643	84,967,269	26,972,374	75.9	24.1
昭和55年	1980	117,060,396	89,187,409	27,872,987	76.2	23.8
昭和60年	1985	121,048,923	92,889,236	28,159,687	76.7	23.3
平成2年	1990	123,611,167	95,643,521	27,967,646	77.4	22.6
平成7年	1995	125,570,246	98,009,107	27,561,139	78.1	21.9
平成12年	2000	126,925,843	99,865,289	27,060,554	78.7	21.3
平成17年	2005	127,767,994	110,264,324	17,503,670	86.3	13.7
平成22年	2010	128,057,352	116,156,631	11,900,721	90.7	9.3

## (6) 大都市圏、都市圏

「大都市圏」及び「都市圏」は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分で、中心市及びこれに社会・経済的に結合して

いる周辺市町村によって構成している。

平成 22 年国勢調査では、全国に 10 の大都市圏(札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡)と 4 つの都市圏(宇都宮、松山、熊本、鹿児島)が予定されている。

大都市圏は、昭和 35 年国勢調査から、各回の調査ごとに従業地・通学地の集計結果を基に設定しており、都市圏は昭和 50 年国勢調査から設定している。

大都市圏・都市圏の中心市と周辺市町村は、昭和 50 年国勢調査以降、以下の基準により設定している。

大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市としている。

ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏としている(例: 関東大都市圏)。

都市圏の中心市は、大都市圏に含まれない人口 50 万以上の市としている。

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の中心市への 15 歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の 1.5% 以上で、かつ中心市と接続している市町村としている。

なお、中心市の人口規模は昭和 35 年は 60 万人以上、40 年は 100 万人以上、45 年以降は 50 万人以上となっている。

図 6 は平成 17 年国勢調査で設定された関東大都市圏の図である。

図 6 関東大都市圏 (平成 17 年)

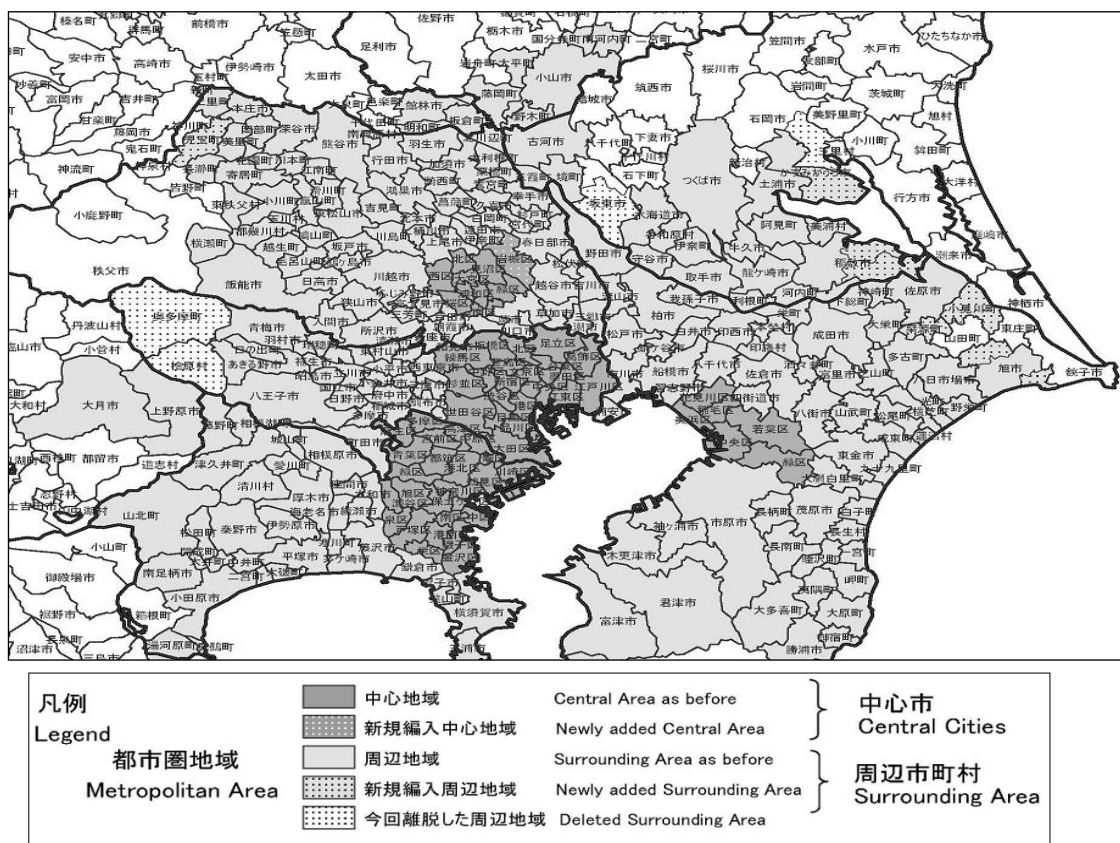


表 8 は平成 17 年国勢調査の大都市圏の中心地域、周辺市町村における人口・面積を示したものである。図 4 で示した関東大都市圏域の人口は約 3 千 6 百万人、全国に占める割合は、約 28%となっている。

表 8 大都市圏の人口（平成 17 年）

地 域	人 口					面 積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (1km <sup>2</sup> 当たり)	全国に占める割合 (%)	
	総 数	男	女	平成12年～17年の増減				人 口	面 積
				実 数	率 (%)				
全国	127,767,994	62,348,977	65,419,017	842,151	0.7	377,914.78	342.7	100.0	100.0
大都市圏計	77,352,191	38,106,982	39,245,209	3,204,113	4.3	56,433.60	1370.7	60.5	14.9
中心市	30,497,044	14,992,756	15,504,288	1,733,391	6.0	8,631.46	3533.2	23.9	2.3
周辺市町村	46,855,147	23,114,226	23,740,921	1,470,722	3.2	47,802.14	980.2	36.7	12.6
3大都市圏計	63,374,300	31,409,290	31,965,010	1,384,474	2.2	32,183.77	1969.1	49.6	8.5
中心市	23,341,002	11,562,885	11,778,117	887,027	4.0	3,619.48	6448.7	18.3	1.0
周辺市町村	40,033,298	19,846,405	20,186,893	497,447	1.3	28,564.29	1401.5	31.3	7.6
関東大都市圏	35,682,460	17,899,943	17,782,517	1,075,391	3.1	13,572.29	2629.1	27.9	3.6
中心市	15,496,925	7,755,341	7,741,584	774,464	5.3	1,691.00	9164.4	12.1	0.4
周辺市町村	20,185,535	10,144,602	10,040,933	300,927	1.5	11,881.29	1698.9	15.8	3.1

なお、この大都市圏は、住宅・土地統計調査の表章地域として用いられているが、例えば、大都市圏整備法では、都道府県単位(首都圏(1都7県)、近畿圏(2府6県)、中部圏(9県))で対象区域を定義している。

### (7) キロ圏・距離帯

旧東京都庁(東京都千代田区)、大阪市役所(大阪市北区)、名古屋市役所(名古屋市中区)を中心とする一定の半径の円内に含まれる町丁・字等の地域を合わせて、それぞれ東京 70 キロ圏、大阪 50 キロ圏、名古屋 50 キロ圏を設定し、それぞれの圏内を、幅 10 キロメートルごとに 0～10 キロ、10～20 キロ、・・・の同心円状の距離帯に区分している。

なお、キロ圏・距離帯の設定単位の推移をみると、平成 12 年国勢調査までは市区町村を単位とし、平成 17 年国勢調査では基本単位区を単位に、平成 22 年国勢調査では町丁・字等を単位として設定することとしている。

また、このキロ圏を利用し、世帯・人口の都心回帰状況など人口の移動の分析をしている例もある。

図 7 は旧東京都庁(現東京国際フォーラム)を中心とした同心円東京キロ圏図の例である。

図7 東京70キロ圏図

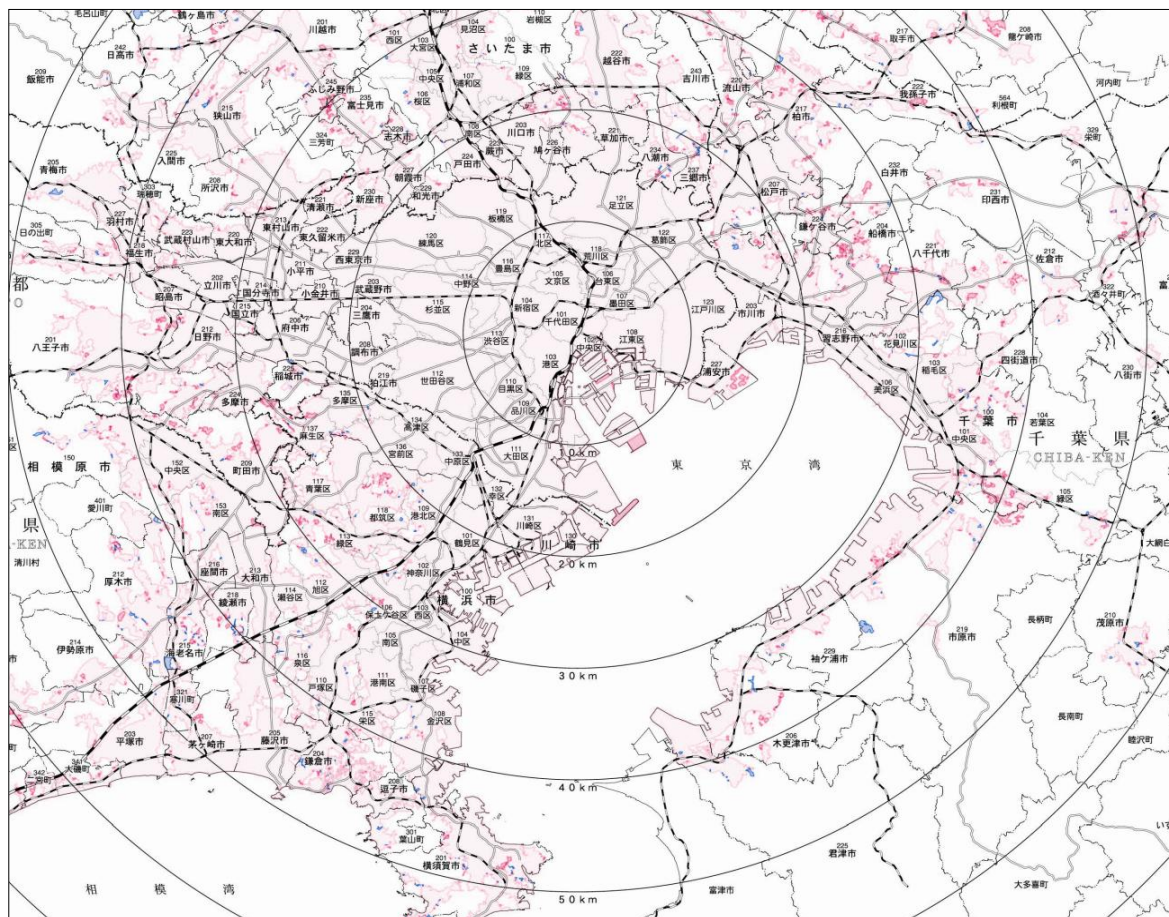


表9については、平成17年国勢調査の東京70キロ圏の集計結果である。

東京70キロ圏には約3千5百万人が居住し、全体に占める割合は27.5%となっている。これは関東大都市圏と規模的に同程度となっている。

表9 東京70キロ圏の人口（平成17年）

距離帯	人口					面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (1km <sup>2</sup> 当たり)	全国に占める割合 (%)	
	総数	男	女	平成12年～17年の増減				人口	面積
				実数	率(%)				
東京70キロ圏	35,097,756	17,616,142	17,481,614	1,091,124	3.2	13121.8	2674.8	27.5	3.5
0～10	3,921,592	1,937,961	1,983,631	228,776	6.2	281.5	13933.5	3.1	0.1
10～20	8,363,412	4,223,666	4,139,746	318,616	4.0	756.2	11059.8	6.5	0.2
20～30	7,445,697	3,751,951	3,693,746	300,007	4.2	1146.5	6494.6	5.8	0.3
30～40	7,455,639	3,743,444	3,712,195	188,675	2.6	1962.9	3798.3	5.8	0.5
40～50	4,319,118	2,161,995	2,157,123	56,643	1.3	2652.0	1628.6	3.4	0.7
50～60	2,192,849	1,101,675	1,091,174	12,998	0.6	3041.2	721.0	1.7	0.8
60～70	1,399,449	695,450	703,999	-14,591	-1.0	3281.6	426.5	1.1	0.9
(再掲) 東京50キロ圏	31,505,458	15,819,017	15,686,441	1,092,717	3.6	6799.0	4633.9	24.7	1.8

### (8) 地域メッシュ

メッシュは、地理学の分析手法として発展してきた。昭和4年（1929年）にフィンランドの地理学者グラニョーにより1km<sup>2</sup>のメッシュを用いて自然事象や社会

事象の地域的分析を行った研究論文が発表されたのが始まりといわれている。外国では、メッシュ統計を格子を意味するグリッド (Grid) を用いて、Grid Square System や Block Grid System といわれている。また、メッシュの形状は正確には北半球では台形に、南半球では台形をひっくり返した形になる。

「国勢調査に関する地域メッシュ統計」で用いている地域メッシュは、日本の国土を緯線と経線により網の目状に区切った区域として、表 10 の区画に対応している。また、「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」(昭和 48 年行政管理庁告示第 143 号) で基準地域メッシュの作成方法について定めている。

また、基準地域メッシュを緯線方向及び経線方向にそれぞれ 2 等分してできる区域である「2 分の 1 地域メッシュ」(通称 500m メッシュ)、4 等分した「4 分の 1 地域メッシュ」(通称 250m メッシュ) なども分割メッシュとして定めている。

地域メッシュは、市区町村といった行政区域の境界等と関係なく、ほぼ同一の大きさ及び形状の区画を単位として区分されているので、それに基づいた統計結果の地域メッシュ間及び時系列的比較が容易であるという特徴がある。このため、コンピュータ処理も比較的しやすい。

基準地域メッシュ・コードは、8 桁の数字で表しており、4 桁の第 1 次地域区画、6 桁の第 2 次地域区画及び 8 桁の第 3 次地域区画から構成されている。

また、昭和 51 年にこれら地域メッシュは日本工業規格「JIS X 0410」となっている。

表 10 メッシュの地域区画

地域区画	内容	範囲
第 1 次地域区画	全国の地域を偶数緯度及びその間隔 (120 分) を 3 等分した緯度における緯線並びに 1 度ごとの経線によって分割してできる区域	20 万分の 1 地勢図 (国土地理院発行) の 1 図葉の区画に相当 (約 80 キロメートル四方)
第 2 次地域区画	第 1 次地域区画を緯線方向及び経線方向に 8 等分してできる区域	2 万 5 千分の 1 地形図 (国土地理院発行) の 1 図葉の区画に相当 (約 10 キロメートル四方)
第 3 次地域区画 (基準地域メッシュ)	第 2 次地域区画を緯線方向及び経線方向に 10 等分してできる区域	約 1 キロメートル四方 (緯度の間隔 30 秒、経度の間隔 45 秒)
2 分の 1 地域メッシュ	基準地域メッシュを緯線方向及び経線方向に 2 等分してできる区域	約 500 メートル四方
4 分の 1 地域メッシュ	基準地域メッシュを緯線方向及び経線方向に 4 等分してできる区域	約 250 メートル四方

国勢調査の結果では、2 分の 1 地域メッシュは全国、4 分の 1 地域メッシュは政令市の地域を整備している。

また、メッシュについては、測量法で規定されている「測量の基準」が、日本

測地系から世界標準である世界測地系に改正され、平成 14 年 4 月 1 日から施行されたことから、平成 22 年国勢調査のメッシュは、世界測地系で作成されている。なお、時系列比較の観点から平成 7 年国勢調査、平成 12 年国勢調査、平成 17 年国勢調査については日本測地系及び世界測地系ともに作成されている。したがって、平成 17 年国勢調査以前(昭和 40 年国勢調査から)は、日本測地系によって作成されている。

なお、世界測地系と日本測地系の違いを簡単に説明すると、我が国では、改正測量法の施行前は、地球の形を表すのに明治時代に採用したベッセル楕円体を使用していた。明治政府は、近代国家に不可欠な全国の正確な地図である 5 万分の 1 地形図を作るために、基準点網を全国に整備した。この時地球の形として採用された楕円体が、改正測量法の施行前まで使用されてきたベッセル楕円体。そして、当時(明治 25 年)の東京天文台の経度・緯度が、望遠鏡を用いた天文観測により決定された。その位置(東京都港区麻布台 2-18-1)が現在の日本経緯度原点となっている。全国に設置された基準点の経度・緯度は、この日本経緯度原点を絶対的な位置の基準として求められて行った。この測地基準系を「日本測地系」と呼んでいる。

しかし、VLBI (Very Long Baseline Interferometry : 超長基線電波干渉法) や人工衛星により地球規模の観測ができるようになり、日本測地系は、地球全体によく適合した測地基準系であるとは言えなくなったことから、地球全体によく適合した測地基準系として、世界測地系が構築された。世界測地系は、VLBI や人工衛星を用いた観測によって明らかとなった地球の正確な形状と大きさに基づき、世界的な整合性を持たせて構築された経度・緯度の測定の基準で、国際的に定められている測地基準系と言える。日本測地系は、世界測地系とどのくらい位置が違っているのかをみると、例えば、日本測地系の経緯度で表されている地点を、世界測地系の経緯度で表わすと、東京付近では、経度が約-12 秒、緯度が約+12 秒変化する。これを距離に換算すると、北西方向へ約 450m ずれることに相当する。

なお、この測量法の改正に伴い、地域メッシュの統一的な作成方法を定めた日本工業規格「JIS X 0410」についても平成 14 年 2 月 20 日付けで改正が行われており、日本測地系の有効期間は 10 年間(平成 24 年 2 月まで)とすることが定められている。

#### 4 平成 22 年国勢調査の町丁・字等について

小地域といえば町丁・字等と前述したが、平成 22 年国勢調査の町丁・字等の設定状況について見てみる。(表 11 参照)

##### (1) 都道府県別町丁・字等の数

都道府県別に町丁・字等の数についてみると全国 217,400 区画のうち、北海道が 22,427 区画と一番多く、次に愛知県 13,388 区画、兵庫県 9,710 区画、京都府 9,161 区画、大阪府 8,648 区画と続いている。町丁・字等の数が一番少ないのは香川県 933 区画で、次に沖縄県 1,250 区画、山梨県 1,265 区画、徳島県 1,301 区画、島根県 1,353 区画となっている。

##### (2) 都道府県別町丁・字等当たり人口

「町丁・字等当たり人口」をみると、一番多いのは、東京都で 2,381 人、次に神奈川県 1,808 人、埼玉県 1,229 人、沖縄県 1,114 人、香川県 1,067 人、千葉県 1,065 人となっている。

また、一番少ないのは鳥取県 237 人、次に北海道 246 人、秋田県 250 人、岐阜県 273 人、山形県 275 人となっている。

##### (3) 都道府県別町丁・字等当たり世帯数

「町丁・字等当たり世帯数」をみると、一番多いのは、東京都で 1,157 世帯、次に神奈川県 768 世帯、埼玉県 485 世帯、大阪府 443 世帯、鹿児島県と千葉県が 431 世帯と続いている。また、一番少ないのは鳥取県で 85 世帯、次に秋田県 90 世帯、山形県が 91 世帯、福井県が 96 世帯、岐阜県が 97 世帯と続いている。

表 11 都道府県別町丁・字等の数（平成 22 年）

番号	都道府県名	人口	世帯数	町丁・字等数	1町丁・字等 当たり人口	1町丁・字等 当たり世帯数
01	北海道	5,506,419	2,424,317	22,427	245.5	108.1
02	青森県	1,373,339	513,385	4,333	316.9	118.5
03	岩手県	1,330,147	483,934	3,807	349.4	127.1
04	宮城県	2,348,165	901,862	5,026	467.2	179.4
05	秋田県	1,085,997	390,136	4,345	249.9	89.8
06	山形県	1,168,924	388,608	4,255	274.7	91.3
07	福島県	2,029,064	720,794	6,633	305.9	108.7
08	茨城県	2,969,770	1,088,411	4,342	684.0	250.7
09	栃木県	2,007,683	745,604	2,583	777.3	288.7
10	群馬県	2,008,068	755,756	2,408	833.9	313.9
11	埼玉県	7,194,556	2,841,595	5,855	1228.8	485.3
12	千葉県	6,216,289	2,515,904	5,838	1064.8	431.0
13	東京都	13,159,388	6,393,768	5,527	2380.9	1156.8
14	神奈川県	9,048,331	3,844,525	5,004	1808.2	768.3
15	新潟県	2,374,450	839,039	7,659	310.0	109.5
16	富山県	1,093,247	383,439	3,597	303.9	106.6
17	石川県	1,169,788	441,170	3,345	349.7	131.9
18	福井県	806,314	275,599	2,885	279.5	95.5
19	山梨県	863,075	327,721	1,265	682.3	259.1
20	長野県	2,152,449	794,461	3,468	620.7	229.1
21	岐阜県	2,080,773	737,151	7,634	272.6	96.6
22	静岡県	3,765,007	1,399,140	4,746	793.3	294.8
23	愛知県	7,410,719	2,933,802	13,388	553.5	219.1
24	三重県	1,854,724	704,607	3,323	558.1	212.0
25	滋賀県	1,410,777	517,748	2,744	514.1	188.7
26	京都府	2,636,092	1,122,057	9,161	287.8	122.5
27	大阪府	8,865,245	3,832,386	8,648	1025.1	443.2
28	兵庫県	5,588,133	2,255,318	9,710	575.5	232.3
29	奈良県	1,400,728	523,523	3,088	453.6	169.5
30	和歌山県	1,002,198	393,553	2,376	421.8	165.6
31	鳥取県	588,667	211,964	2,487	236.7	85.2
32	島根県	717,397	262,219	1,353	530.2	193.8
33	岡山県	1,945,276	754,511	5,252	370.4	143.7
34	広島県	2,860,750	1,184,967	4,175	685.2	283.8
35	山口県	1,451,338	597,432	3,767	385.3	158.6
36	徳島県	785,491	302,294	1,301	603.8	232.4
37	香川県	995,842	390,474	933	1067.4	418.5
38	愛媛県	1,431,493	590,888	2,906	492.6	203.3
39	高知県	764,456	321,909	2,203	347.0	146.1
40	福岡県	5,071,968	2,110,468	7,531	673.5	280.2
41	佐賀県	849,788	295,038	2,214	383.8	133.3
42	長崎県	1,426,779	558,660	3,484	409.5	160.4
43	熊本県	1,817,426	688,234	2,845	638.8	241.9
44	大分県	1,196,529	482,051	2,182	548.4	220.9
45	宮崎県	1,135,233	460,505	2,406	471.8	191.4
46	鹿児島県	1,706,242	729,386	1,691	1009.0	431.3
47	沖縄県	1,392,818	520,191	1,250	1114.3	416.2
00	全国	128,057,352	51,950,504	217,400	589.0	239.0

(4) 面積別町丁・字等の数

平成 22 年国勢調査の町丁・字等境界データの属性データを用いて、217,400 町



丁・字等ごとの面積別の分布を把握した。

まず、平成 22 年国勢調査面積階級別町丁・字等の数をみると、100,000 m<sup>2</sup>未満（一辺が約 316m）では 76,399 区画、200,000 m<sup>2</sup>未満（一辺が約 447m）では 38,615 区画、300,000 m<sup>2</sup>未満（一辺が約 548m）では 15,832 区画となっている。

これら、300,000 m<sup>2</sup>未満の区画で町丁・字等の数は 6 割を占めている。

第 13 階級の 1,300,000 m<sup>2</sup>未満（一辺が約 1,140m）までの範囲に町丁・字等の 8 割があることがわかる。また、人口累積でみると第 13 階級で 77.3%となっており、第 16 階級で 80.3%と 8 割を超えている。

表 12 面積階級別町丁・字等の数（平成 22 年）

階級	面積階級 (m <sup>2</sup> )		一辺 (m)	町丁字等別数	構成割合		人口	構成割合	
					構成割合	構成割合累計		構成割合	構成割合累計
1	0	100,000	316	76,399	35.1	35.1	22,591,978	17.6	17.6
2	100,000	200,000	447	38,615	17.8	52.9	32,143,860	25.1	42.7
3	200,000	300,000	548	15,832	7.3	60.2	16,247,282	12.7	55.4
4	300,000	400,000	632	9,046	4.2	64.3	6,719,502	5.2	60.7
5	400,000	500,000	707	6,466	3.0	67.3	4,207,744	3.3	64.0
6	500,000	600,000	775	5,512	2.5	69.9	3,242,306	2.5	66.5
7	600,000	700,000	837	4,591	2.1	72.0	2,561,210	2.0	68.5
8	700,000	800,000	894	3,903	1.8	73.8	2,263,015	1.8	70.3
9	800,000	900,000	949	3,606	1.7	75.4	2,216,033	1.7	72.0
10	900,000	1,000,000	1,000	3,127	1.4	76.9	1,863,664	1.5	73.4
11	1,000,000	1,100,000	1,049	2,734	1.3	78.1	1,700,887	1.3	74.8
12	1,100,000	1,200,000	1,095	2,469	1.1	79.3	1,575,749	1.2	76.0
13	1,200,000	1,300,000	1,140	2,369	1.1	80.3	1,601,517	1.3	77.3
14	1,300,000	1,400,000	1,183	2,090	1.0	81.3	1,385,587	1.1	78.3
15	1,400,000	1,500,000	1,225	1,973	0.9	82.2	1,391,080	1.1	79.4
16	1,500,000	1,600,000	1,265	1,682	0.8	83.0	1,085,642	0.8	80.3
17	1,600,000	1,700,000	1,304	1,570	0.7	83.7	1,163,396	0.9	81.2

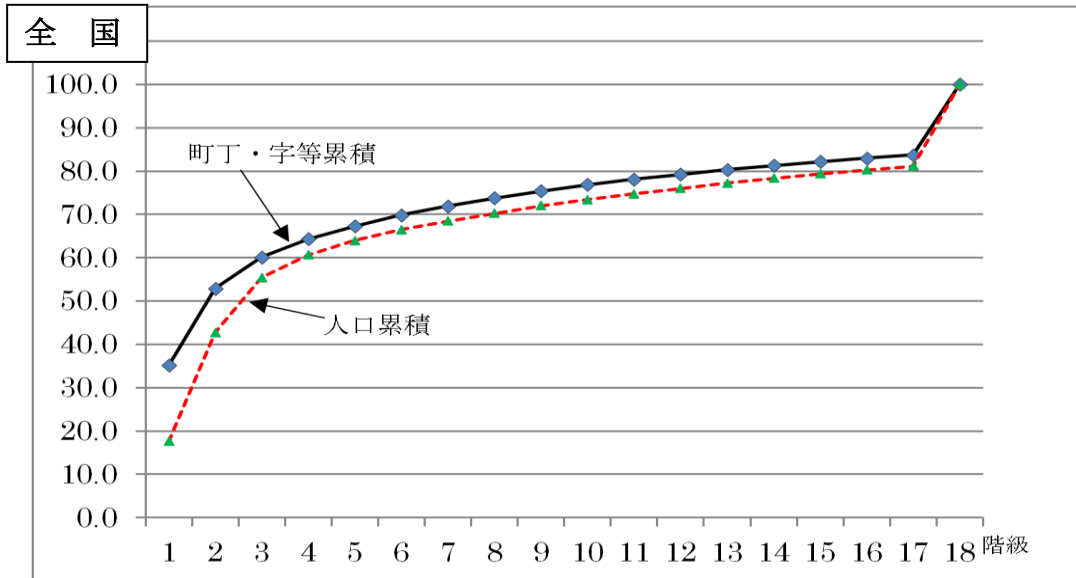
#### (5) 面積別町丁・字等の数の累積及び人口の累積

面積別町丁・字等の数、人口を面積階級別にそれぞれ割合を累積でグラフに示したものが図 8 である。

このグラフのような 3 階級で 5 割を超える傾向は、平成 12 年国勢調査、17 年国勢調査と比べてみても、ほとんど差はなく同じような傾向の図になる。

ちなみに平成 17 年国勢調査の町丁・字等も平成 22 年国勢調査と同様に、面積の分布をみると、300,000 m<sup>2</sup>未満の区画で町丁・字等の数は 6 割(59.8%)を占めている。また、第 13 階級の 1,300,000 m<sup>2</sup>未満（一辺が約 1,140m）までの範囲に町丁・字等の 8 割(80.2%)がある。人口累積でみると第 13 階級までで 76.3%となっており、第 17 階級で 80.3%と 8 割を超えている。

図8 面積階級別町丁・字等累積図（全国－平成22年）



都道府県別にみると、第3階級で8割を超えているのは、大都市を抱える東京都(82.0)、愛知県(83.8)、京都府(82.3)、大阪府(91.1)の4県である。また、第4階級で8割を超えるのは北海道(80.3)、神奈川県(82.5)の2県である。図9は東京都、図10は島根県のそれぞれの面積階級別町丁・字等の数の累積図である。累積線が特徴的なのは、東京都では急激に上がりなだらかになるのに対して、島根県では、なだらかに上昇していくことであり、これは、市街地としての大きさや住居表示の整備状況が影響していると考えられる。

図9 面積階級別町丁・字等累積図（東京都－平成22年）

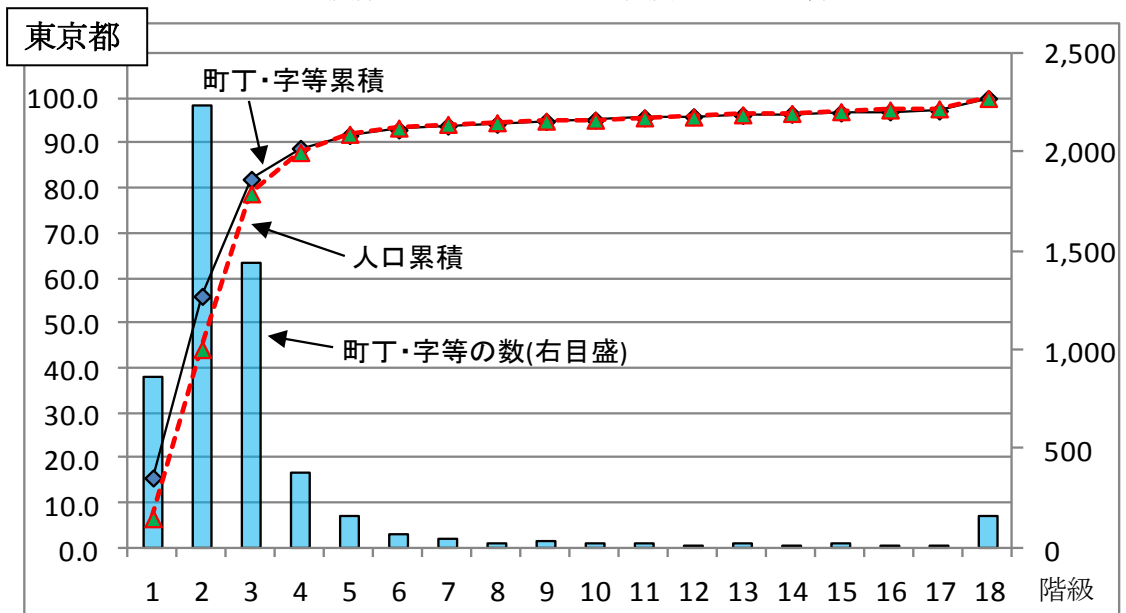
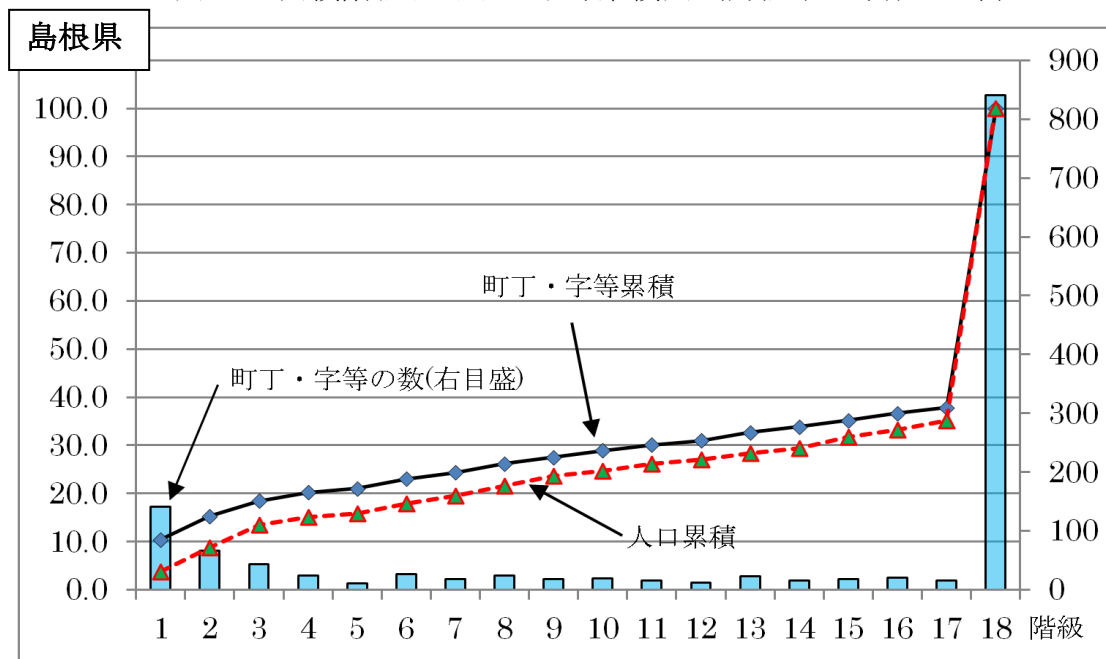


図 10 面積階級別町丁・字等累積図（島根県—平成 22 年）



## 5 町丁・字等別による地域分析例

町丁・字等をベースにし、地理情報システム(GIS)を利用した分析を紹介する。

### (1) 地図で見る統計(統計 GIS)の利用

平成 24 年 6 月 27 日に開催された IT 戦略本部の第 8 回企画委員会で、「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」のフォローアップの進捗状況が報告された。その中の一つである「政府統計データの活用」の観点から政府統計データをワンストップで提供する「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の GIS 機能の強化等の充実が挙げられている。今回は、その GIS 機能を使っている。

政府統計の総合窓口の中に「地図で見る統計(統計 GIS)」があり、誰でも利用することができるようになっている。このサイトから自由に国勢調査の町丁・字等をベースにした分析(地図を作成することや数値の合算)ができる。その一部を紹介する。

なお、このサイトには、事業所・企業統計調査の小地域や農林業センサスの農業集落もデータとして入っている。

#### ① 高齢者の分布

図 11 は平成 22 年国勢調査結果を利用した高齢者(65 歳以上人口の割合)の分布

をコロプレスマップ(段彩図)で表示したものである。色が濃くなるに従い高齢者の割合の多い地域である。

図 11 町丁・字等別 65 歳以上人口の割合 (平成 22 年)

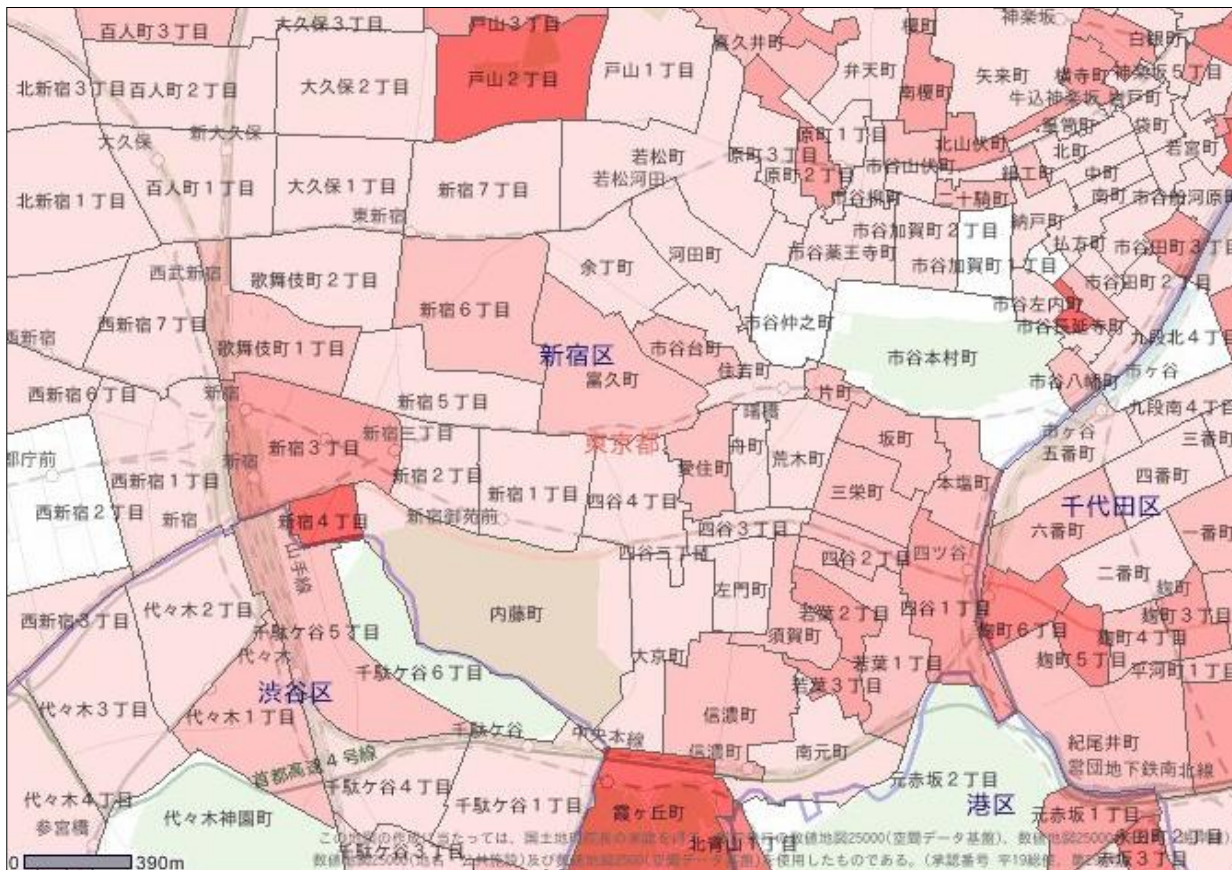
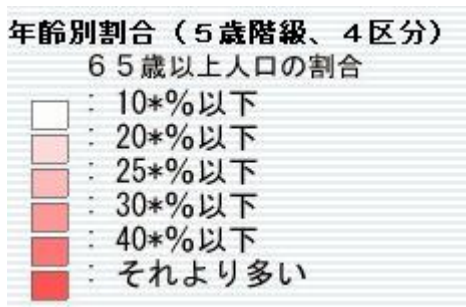


図 11 の凡例



平成 22 年国勢調査の結果から、新宿区の一部を切り出したものである。

各町丁・字等の 65 歳以上人口の当該町丁・字等の総人口に占める割合を算出し 6 区分に分けたものである。

図 11 をみると上部にある戸山 2 丁目などの割合が高いことがわかる。この地域は高齢化が進み都会の限界集落などと新聞で紹介された戸山団地がある地域である。

なお、地図上の薄い水色（内藤町、元赤坂二丁目、市谷本村町など）は公園や大規模な施設を表わしている。

## ② 年少人口の分布

図 12 は高齢者と同じ方法により平成 22 年国勢調査の各町丁・字等ごとの 15 歳未満の人口を算出し、当該町丁・字等の人口総数に占める割合に基づいて図化したものである。緑の公園等が少し見にくくしているが、図の右側辺りが比較的、地域に占める年少人口（15 歳未満）の割合が高いことがわかる。

図 12 町丁・字等別 15 歳未満人口の割合ー（平成 22 年）

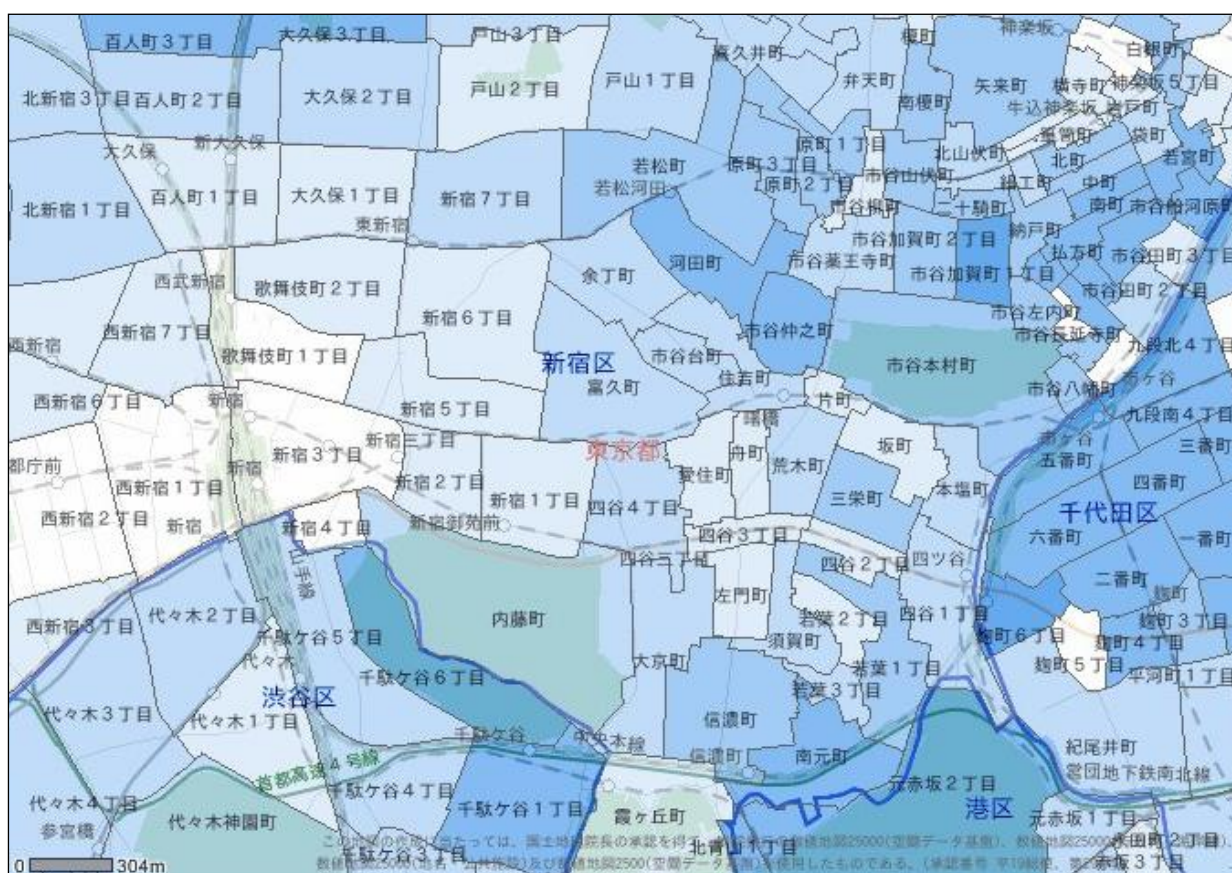
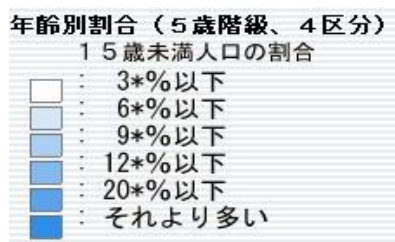


図 12 の凡例



## ③ 同心円による分析

図 13 は地図上の指定した地点(例図では新宿駅)から指定する距離円内にある

境界(次の図では新宿駅から半径 1 km)を選定し、その中に一部でも含まれる町丁・字等の人口等の合算値が算出できる。(半径の設定は任意であるが、対象となる町丁・字等の数は最大 1,000 件となっている。)

図 13 の赤い(丸い円)部分が選定した新宿駅を中心とする半径 1 キロメートルの円である。

図 13 新宿駅を中心とした半径 1 キロメートルの円

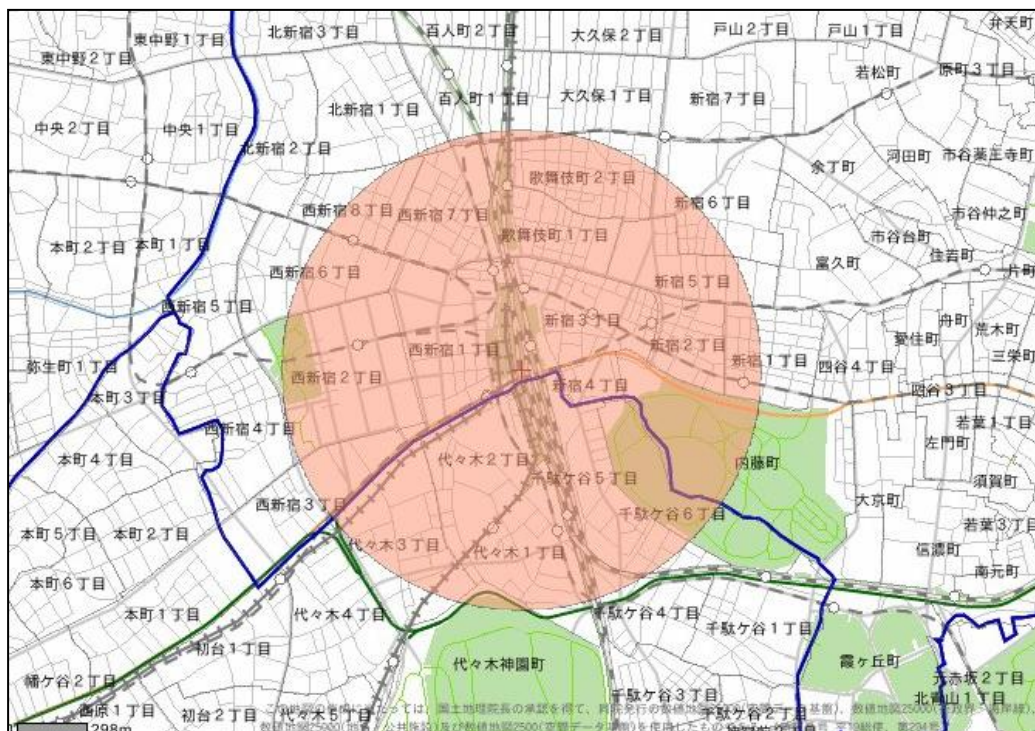


図 14 の青い部分(網掛け部分)は、選定した半径 1 キロメートルの円内または接する町丁・字等である。この町丁・字等とこれに対応する統計データ(人口等の属性)を足し上げることができる。

図 14 図 12 における半径 1 キロメートルの円とその円に係る町丁・字等(平成 22 年)

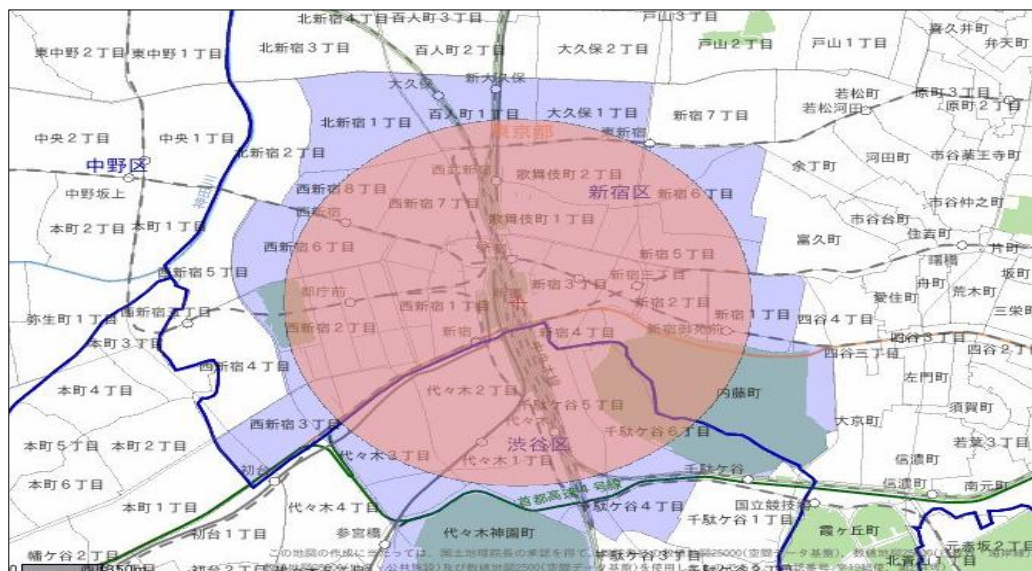


図 15 新宿駅を中心とした半径 1 キロメートルの円に係る町丁・字等

(平成 22 年)



例えば、青い部分（網掛け部分）の町丁・字等の年齢 5 歳階級ごとの人口を算出することができる。

表 13 は、平成 22 年国勢調査の 5 歳階級ごとの青い部分（網掛け部分）の人口の出力例である。

表 13 図 13 に係る町丁・字等の年齢 5 歳階級別人口の出力例

年齢別（5歳階級、4区分）、男女別人口		
項目	値	単位
総数、年齢「不詳」含む	55,416	人
総数 0～4歳	1,050	人
総数 5～9歳	885	人
総数 10～14歳	884	人
総数 15～19歳	1,494	人
総数 20～24歳	4,259	人
総数 25～29歳	5,902	人
総数 30～34歳	5,378	人
総数 35～39歳	5,216	人
総数 40～44歳	4,069	人
総数 45～49歳	3,485	人
総数 50～54歳	2,792	人
総数 55～59歳	2,852	人
総数 60～64歳	3,295	人

#### ④ 路線などによる線形距離内選択(バッファ選択)

地図上の鉄道、国道、高速道路、一般有料道、または河川から指定距離内の境

界を選択し、その選択した路線にそって一定の距離に含まれる町丁・字等を抜き出し、その町丁・字等の属性を集計することができる。図 16 の例では、道路沿い1mのバッファ(緩衝地域)に一部でも含まれる町丁・字等を抜き出し、平成22年国勢調査の男女別人口、世帯数を算出している。また、表 14 は出力例である。  
 ※このシステムでは、町丁・字等が少しでも緩衝地域に接触していれば、その町丁・字等も抽出される。  
 なお、市販されているGISソフトを用いれば接触又は含まれる町丁・字等の面積を比例配分して判断し抽出する方法や町丁字等の幾何学的図心の位置などによる抽出方法も可能である。

図 16 道路沿いに係る町丁・字等の例 (平成 22 年)



表 14 年齢 (3 区分) 男女別人口の出力例

**指定線形距離内選択 (バッファ選択)**

[GISヘルプ](#)

**選択統計表: 男女別人口総数及び世帯総数**

地図上の鉄道、国道、高速道路、一般有料道、または河川から指定距離内の境界を選択します。

1. 地図上から **国道** をクリック選択して下さい。

2. 距離を入力して下さい。  m

**線形凡例**

- 鉄道
- 高速道路
- 一般有料道
- 国道
- 河川

選択イメージ

年齢別 (5 歳階級、4 区分)、男女別人口		
項目	値	単位
総数、年齢「不詳」含む	23,591	人
総数 15 歳未満	1,598	人
総数 15～64 歳	16,095	人
総数 65 歳以上	3,818	人
男の総数、年齢「不詳」含む	11,769	人
男 15 歳未満	782	人
男 15～64 歳	8,153	人
男 65 歳以上	1,638	人
女の総数、年齢「不詳」含む	11,822	人
女 15 歳未満	816	人
女 15～64 歳	7,942	人
女 65 歳以上	2,180	人



## (2) 浸水範囲概況に係る基本単位区による人口・世帯数

図 17 は「地図でみる統計」ではなく、統計局内の業務で使用している地理情報システムの一つである「ArcGIS」を用いて作成している。

この図 17 は東日本大震災において、宮城県(一部)での浸水範囲概況に係る基本単位区による人口・世帯数を表した図である。紫色(網掛け)のところは浸水地域で、ここに含まれる基本単位区別人口及び世帯数を宮城県や国の関係機関の要請に基づいて集計、提供し、復興に役立っている。

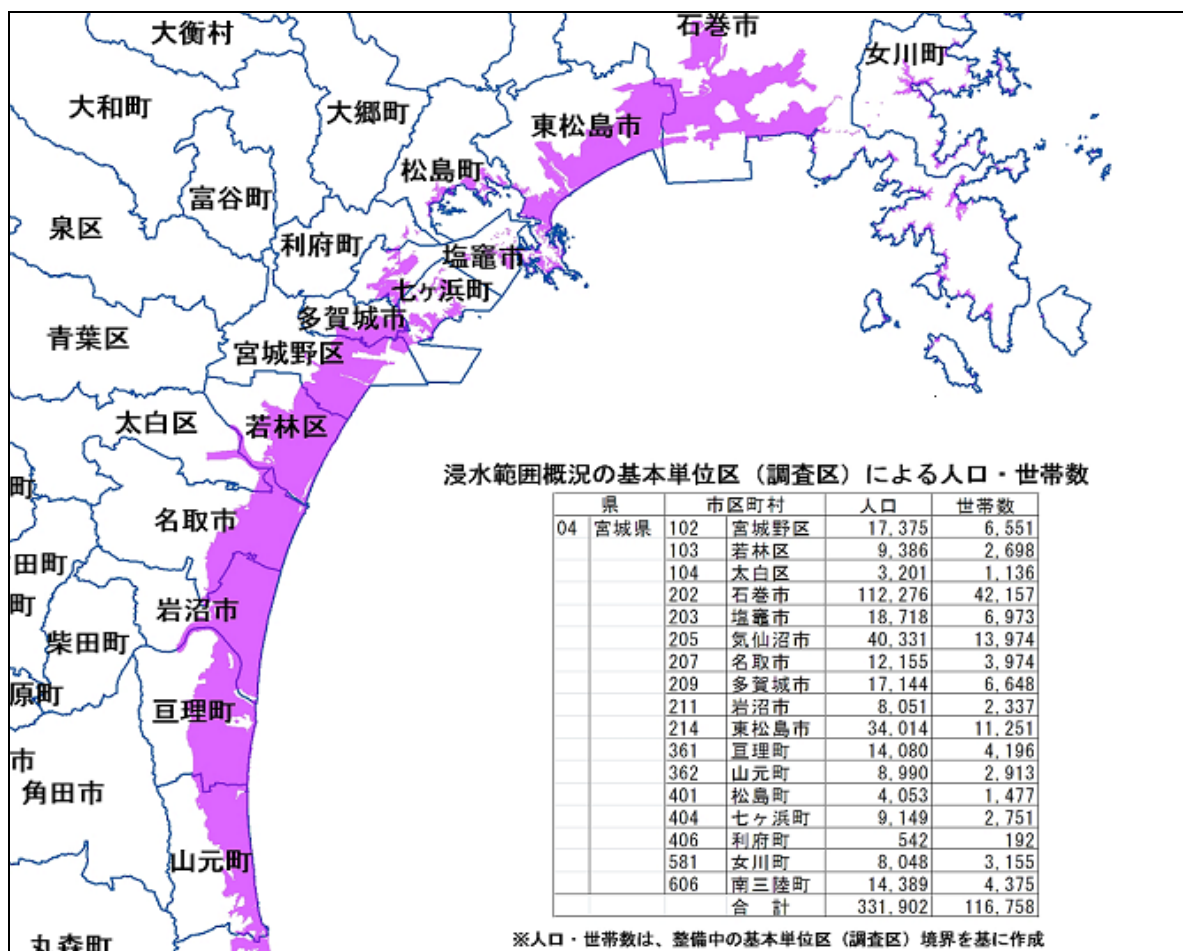
なお、国勢調査の人口等を使用しているため、実際の被害状況、被害者数、避難者数を示しているものではない。

また、この浸水地域は国土地理院が平成 23 年 4 月 18 日に緊急公表したデータを利用している。

この図は統計局ホームページから閲覧等が可能である。

<http://www.stat.go.jp/info/shinsai/pdf/sinsui04.pdf>

図 17 浸水範囲に係る基本単位区による人口・世帯数



## 6 まとめ

これまで、国勢調査で用いている主な地域区分である基本単位区、調査区、町丁・字等、人口集中地区、行政単位(市、町、村)、大都市圏、距離帯、地域メッシュを、それぞれ紹介し、どのように変化してきたか明らかにした。

また、平成 22 年国勢調査において設定された「町丁・字等」がどのくらいの人口を持っている地域なのか、どのくらいの世帯数なのか、どのような範囲(面積)なのかなどその規模について紹介した。

続いて、誰でもネット環境さえあれば利用できる政府共同のポータルサイトを利用し地理情報システムを活用した分析例などについて紹介した。

もう少し、地理情報システムの話を進めれば、町丁・字等の境界データをダウンロードし、さらに他の情報も取り込んで併せて分析するエリアマーケティングも可能である。出店計画、社会施設の最適配分などの分析も可能になる。また、地域を組み替えて分析していくことも可能である。

国勢調査の「町丁・字等」を小地域の分析に広く利用されることをお勧めする。

記した内容については、筆者の個人的見解である。

参考 国勢調査で小地域統計の結果表(集計表)は次のようなものがある。

町丁・字等別集計(平成7年～平成22年)

平成7年	第1表	男女別人口及び世帯数(要計表による人口)
	第4表	年齢(各歳)、男女別人口(外国人一特掲)
	第5表	配偶関係(4区分)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上人口(1人の一般世帯一特掲)
	第6表	世帯の種類(2区分)、世帯人員(10区分)別世帯数及び世帯人員
	第7表	世帯の家族類型(16区分)別一般世帯数、一般世帯人員及び親族人員(6歳未満・18歳未満・65歳以上親族のいる一般世帯一特掲)
	第8表	住居の種類・住宅の所有の関係(6区分)別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり室数、1世帯当たり延べ面積、総室数及び総延べ面積
	第9表	住宅の建て方(6区分)、住宅の所有の関係(5区分)別住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員
	第10表	住宅の建て方(6区分)別住宅に住む主世帯数、主世帯人員、1世帯当たり室数、1世帯当たり延べ面積、総室数及び総延べ面積
	第11表	延べ面積(6区分)、住宅の所有の関係(5区分)別住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員
	第12表	母子世帯数、父子世帯数、高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数
	第13表	住居の種類・住宅の所有の関係(6区分)別65歳以上親族のいる一般世帯数、一般世帯人員、65歳以上親族人員、1世帯当たり室数、1世帯当たり延べ面積、総室数及び総延べ面積
	第14表	労働力状態(8区分)、男女別15歳以上人口(総数及び15～64歳)
	第15表	産業(大分類)、従業上の地位(3区分)、男女別15歳以上就業者数
	第16表	産業(大分類)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上就業者数
	第17表	世帯の経済構成(12区分)別一般世帯数、一般世帯人員及び親族人員
	第18表	職業(大分類)、従業上の地位(3区分)、男女別15歳以上就業者数
	第19表	職業(大分類)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上就業者数
	第20表	従業・通学時の世帯の状況(11区分)別住宅に住む一般世帯数
	第21表	常住地による従業地・通学地(5区分)別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数

平成12年	第4表	男女別人口及び世帯数
	第5表	年齢(各歳)、男女別人口(日本人、外国人及び総年齢一特掲)
	第6表	配偶関係(4区分)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上人口(1人の一般世帯(単身世帯)一特掲)
	第7表	世帯の種類(2区分)、世帯人員(10区分)別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり人員、施設等の世帯数及び施設等の世帯人員(間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者一特掲)
	第8表	世帯の家族類型(16区分)別一般世帯数、一般世帯人員、親族人員及び1世帯当たり親族人員(6歳未満・18歳未満・65歳以上親族のいる一般世帯及び3世代世帯一特掲)
	第9表	住居の種類・住宅の所有の関係(6区分)別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり人員、1世帯当たり延べ面積、1人当たり延べ面積及び総延べ面積
	第10表	住宅の建て方(7区分)、住宅の所有の関係(5区分)別住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員(世帯が住んでいる階一特掲)
	第11表	住宅の建て方(7区分)別住宅に住む主世帯数、主世帯人員、1世帯当たり人員、1世帯当たり延べ面積、1人当たり延べ面積及び総延べ面積
	第12表	延べ面積(6区分)、住宅の所有の関係(5区分)別住宅に住む一般世帯数、一般世帯人員及び総延べ面積
	第13表	一般世帯数、母子世帯数、父子世帯数、3世代世帯数、高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数
	第14表	住居の種類・住宅の所有の関係(6区分)別65歳以上親族のいる一般世帯数、一般世帯人員、65歳以上親族人員、1世帯当たり人員、1世帯当たり延べ面積、1人当たり延べ面積及び総延べ面積(65歳以上の親族のみの世帯数一特掲)
	第15表	労働力状態(8区分)、男女別15歳以上人口(総数及び15～64歳人口)
	第16表	産業(大分類)、従業上の地位(3区分)、男女別15歳以上就業者数
	第17表	産業(大分類)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上就業者数
	第18表	就業時間(2区分)、従業上の地位(4区分)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上就業者数及び延べ週間就業時間
	第19表	居住期間(6区分)、年齢(5歳階級)、男女別人口
	第20表	在学か否かの別・最終卒業学校の種類(6区分)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上人口
	第21表	在学学校・未就学の種類(7区分)、男女別在学者数及び未就学者数
	第22表	主な家計の収入の種類(7区分)別一般世帯数、一般世帯人員、親族人員及び親族就業者数(賞金・給料のみの世帯及び恩給・年金のみの世帯一特掲)
	第23表	世帯の経済構成(12区分)別一般世帯数、一般世帯人員及び親族人員
	第24表	職業(大分類)、従業上の地位(3区分)、男女別15歳以上就業者数
	第25表	職業(大分類)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上就業者数
	第26表	従業・通学時の世帯の状況(14区分)別住宅に住む一般世帯数
	第27表	常住地による従業地・通学地(5区分)、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数
	第28表	利用交通手段(9区分)、男女別15歳以上自宅外就業者数及び通学者数
	第29表	5年前の常住地(6区分)、男女別5歳以上人口(転入)

平成17年	第2表	男女別人口及び世帯数
	第3表	年齢(5歳階級)、男女別人口(外国人、総年齢及び平均年齢―特掲)
	第4表	配偶関係(3区分)、男女別15歳以上人口
	第5表	世帯の種類(2区分)、世帯人員(7区分)別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり人員、施設等の世帯数、施設等の世帯人員
	第6表	世帯の家族類型(6区分)別一般世帯数、一般世帯人員、親族人員及び1世帯当たり親族人員(6歳未満・18歳未満・65歳以上親族のいる一般世帯数、65歳以上親族のみの一般世帯数及び3世代世帯―特掲)
	第7表	住居の種類・住宅の所有の関係(6区分)別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり人員、1世帯当たり延べ面積、1人当たり延べ面積及び総延べ面積
	第8表	住宅の建て方(7区分)別住宅に住む主世帯数、主世帯人員、1世帯当たり人員、1世帯当たり延べ面積、1人当たり延べ面積及び総延べ面積
	第9表	労働力状態(2区分)、男女別15歳以上人口
	第10表	従業上の地位(3区分)、男女別15歳以上就業者数
	第11表	産業(大分類)、男女別15歳以上就業者数
	第12表	就業時間(3区分)、男女別15歳以上就業者数及び延べ週間就業時間
	第13表	世帯の経済構成(12区分)別一般世帯数
	第14表	職業(大分類)、男女別15歳以上就業者数
	第15表	常住地により従業地・通学地(5区分)、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数

平成22年	第2表	男女別人口及び世帯数
	第3表	年齢(5歳階級)、男女別人口(外国人、総年齢及び平均年齢―特掲)
	第4表	配偶関係(3区分)、男女別15歳以上人口
	第5表	世帯の種類(2区分)、世帯人員(7区分)別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり人員、施設等の世帯数、施設等の世帯人員
	第6表	世帯の家族類型(6区分)別一般世帯数、一般世帯人員、親族人員及び1世帯当たり親族人員(6歳未満・18歳未満・65歳以上親族のいる一般世帯数、65歳以上親族のみの一般世帯数及び3世代世帯―特掲)
	第7表	住居の種類・住宅の所有の関係(6区分)別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり人員
	第8表	住宅の建て方(7区分)別住宅に住む主世帯数、主世帯人員、1世帯当たり人員
	第9表	住居の種類・延べ面積(7区分)別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員
	第10表	労働力状態(2区分)、男女別15歳以上人口
	第11表	従業上の地位(3区分)、男女別15歳以上就業者数
	第12表	産業(大分類)、男女別15歳以上就業者数
	第13表	居住期間(6区分)、男女別人口
	第14表	在学か否かの別・最終卒業学校の種類(6区分)、男女別15歳以上人口
	第15表	在学学校・未就学の種類(7区分)、男女別在学者数及び未就学者数
	第16表	世帯の経済構成(12区分)別一般世帯数
	第17表	職業(大分類)、男女別15歳以上就業者数
	第18表	常住地により従業地・通学地(5区分)、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数
	第19表	利用交通手段(9区分)、男女別15歳以上自宅外就業者数及び通学者数
	第20表	5年前の常住地(6区分)、男女別人口(転入)

※表番号が飛んでいるところは、基本単位区集計が行われているところである。

基本単位別集計(平成2年～平成22年)

平成2年	第1表	年齢(5歳階級)別人口(総数及び男)
	第2表	世帯の種類(2区分)、世帯人員(7区分)別世帯数及び世帯人員(核家族世帯特掲)
	第3表	住居の種類・住宅の所有の関係(6区分)別一般世帯数並びに一般世帯人員、総室数及び総延べ面積
	第4表	労働力状態(5区分)、産業(大分類)、従業上の地位(3区分)別15歳以上人口(総数及び男)
	第5表	在学か否かの別・在学又は最終卒業学校の種類(8区分)・未就学の種類(2区分)別人口(総数及び男)
	第6表	従業・通学時の世帯の状況(11区分)別住宅に住む一般世帯数
	第7表	常住地による従業地・通学地(5区分)別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数
	第8表	5年前の常住地(6区分)別5歳以上人口(総数及び男)
平成7年	第2表	年齢(5歳階級)別人口(総数及び男)
	第3表	世帯の種類(2区分)、世帯人員(2区分)別世帯数及び世帯人員
平成12年	第1表	男女別人口及び世帯数
	第2表	年齢(5歳階級)、男女別人口
	第3表	世帯の種類(2区分)、世帯人員(2区分)別一般世帯数、一般世帯人員、施設等の世帯数及び施設等の世帯人員(間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者一特掲)
平成17年	第1表	男女別人口及び世帯数
平成22年	第1表	男女別人口及び世帯数

調査区別集計(昭和40年～60年)

昭和40年	第1表	男女・年齢(11区分)別人口及び従業上の地位・産業(7区分)別15歳以上就業者数
	第2表	職業(5区分)別15歳以上就業者数、世帯主の産業(6区分)、従業上の地位・世帯人員(2区分)別普通世帯数ならびに世帯人員(2区分)別準世帯数および準世帯人員
昭和45年	第1表	年齢(5歳階級)別人口 ただし、20歳未満の年齢は各歳別に表章
	第2表	在学か否かの別、在学または最終卒業学校の種類(6区分)別3歳以上人口
	第3表	就業状態(2区分)、産業(大分類)、従業上の地位(2区分)別15歳以上人
	第4表	世帯の種類(2区分)、世帯人員(7区分)別世帯数および世帯人員
	第5表	経済構成(4区分)、世帯主の産業(大分類)別普通世帯数
	第6表	住居の種類(2区分)、住宅の所有の関係(5区分)別普通世帯数、1世帯あたり室数および畳数
昭和50年	第1表	年齢(5歳階級)別人口(総数及び男)
	第2表	就業状態(2区分)、産業(大分類)、従業上の地位(3区分)別15歳以上人
	第3表	世帯の種類(2区分)、世帯人員(7区分)別世帯数および世帯人員
	第4表	住居の種類(2区分)、住宅の所有の関係(5区分)別普通世帯数、1世帯当たり室数及び1世帯当たり畳数
	第5表	従業地・通学地(4区分)別15歳以上就業者数及び通学者数
昭和55年	第1表	年齢(5歳階級)、男女別人口 ただし、25歳未満の年齢は各歳別に表章
	第2表	入居時期(4区分)、前住地(3区分)、男女別人口
	第3表	在学か否かの別・在学又は最終卒業学校の種類(6区分)・未就学の種類(2区分)、男女別人口
	第4表	労働力状態(5区分)、産業(大分類)、従業上の地位(3区分)、男女別15歳以上人口
	第5表	世帯人員(7区分)別普通世帯数及び普通世帯人員並びに準世帯人員(3区分)別準世帯数及び準世帯人員
	第6表	経済構成(4区分)、世帯主の主な就業者の産業(大分類)別普通世帯数
	第7表	住居の種類(2区分)、住宅の所有の種類(5区分)別普通世帯数、1世帯当たり室数及び1世帯当たり畳数
	第8表	常住地による従業地・通学地(4区分)別15歳以上就業者数及び通学者数
	第9表	職業(大分類)、男女別15歳以上人口
昭和60年	第1表	年齢(5歳階級)、男女別人口(総数、男) ただし、25歳未満の年齢は各歳別に表章
	第2表	世帯の種類(2区分)別世帯数及び世帯人員(普通世帯及び準世帯特掲)
	第3表	世帯人員(7区分)別一般世帯数(核家族世帯及び普通世帯特掲)
	第4表	準世帯人員(4区分)別準世帯数及び準世帯人員
	第5表	住居の種類(2区分)、住宅の所有の関係(5区分)別一般世帯数並びに1世帯当たり室数及び1世帯当たり畳数
	第6表	労働力状態(5区分)、産業(大分類)、従業上の地位(3区分)、別15歳以上人口(総数、男)
	第7表	経済構成(4区分)、世帯の主な就業者の産業(大分類)別一般世帯数
	第8表	常住地による従業地・通学地(4区分)別15歳以上就業者数及び通学者数
	第9表	通勤・通学者のみの世帯(2区分)、その他の世帯の通勤・通学者を除く世帯の状況(7区分)別住宅に住む一般世帯数(会社などの独身寮の単身者及び寮・寄宿舎の学生・生徒特掲)

注) 調査区別集計については、昭和35年国勢調査で男女別人口など第1表が表章されている。

注) 国勢調査の小地域として、「国勢統計区」もかつて存在していた。

国勢統計区は昭和 45 年国勢調査から設定され、集計されたが、昭和 60 年国勢調査、平成 2 年国勢調査では地方公共団体の希望する市区だけが集計対象となり、以後、設定されなくなった。

設定基準は①原則 20 万人以上の市及び 20 万人に達しない県庁所在市を対象、②国勢統計区の人口規模は 1 万人を標準、特別な地域を除いて最低 5 千人を下回らないこと、最高 2 万人を上回らないこと、③国勢統計区の境界は時系列比較を維持するため、原則として恒久的なもの。として設定されている。国勢統計区別集計結果は昭和 45 年が 8 表、50 年が 10 表、55 年が 18 表となっている。

#### 国勢統計区の推移

区 分	昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	市数	国勢統計区数	市数	国勢統計区数	市数	国勢統計区数
人口20万以上の市	75	4,443	87	4,562	93	4,849
人口20万に達しない 県庁所在市	9	147	8	128	6	104
人口20万に達しない 市(県庁所在市を除く)	39	459	36	417	32	350
計	123	5,049	131	5,107	131	5,303

(別掲) 那覇市 1 30

## 引用・参考文献等

### インターネット

- ・「政府統計の総合窓口(e-stat)」地図で見る統計(統計GIS)
- ・総務省ホームページ
- ・総務省統計局ホームページ
- ・国土地理院ホームページ

### 統計局資料

- ・国勢調査区設定の概要とその利用(昭和 28 年 3 月)
- ・調査区の概要ならびに関係資料の利用(昭和 38 年 3 月)
- ・調査区関係書類の利用の手引
- ・総理府統計局百年史資料集成
- ・浸水範囲概況に係る基本単位区による人口・世帯数の図については、統計局地理情報室から提供を受けた。(注意：この地図及び集計値は、平成 22 年 10 月 1 日現在の速報人口に基づいて、津波の浸水による直接的な被害の規模を推し量る目安となることを目的としたものであり、実際の被害や被災者数、避難者数を表すものではありません。また、浸水範囲は国土地理院から提供(平成 23 年 4 月 18 日公開)されたデータを利用している。)